

(案)

平成 年 月 日

大分市長 釘宮 磐 様

大分市清掃事業審議会

会長 吉岡 義正

一般廃棄物処理手数料について (答申)

大分市清掃事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、平成 23 年 12 月 15 日付け清
管第 3259 号により諮問のありました「一般廃棄物処理手数料について」のうち、
「家庭ごみ有料化」について別紙のとおり答申します。